

# 令和6年度新たなエネルギー産業振興戦略策定支援業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、新たなエネルギー産業振興戦略策定支援業務を委託するに当たり、令和6年度新たなエネルギー産業振興戦略策定支援業務仕様書に基づいて、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とします。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度新たなエネルギー産業振興戦略策定支援業務

### (2) 業務内容

詳細は、「令和6年度新たなエネルギー産業振興戦略策定支援業務仕様書」によります。

なお、契約候補者を決定後に、仕様の最終調整を実施します。

### (3) 委託期間

契約を締結した日から令和7年2月28日までとします。

なお、令和7年度（及び令和8年度）における青森県における係る予算の成立を前提として、本業務の継続業務として令和7年度（及び令和8年度）において同一の相手方との委託契約を締結することを想定するものであり、これに係る業務内容については別途定めることとします。

### (4) 見積上限

36,035,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加者資格

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、下記要件全てを満たすことを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、調査及び研究に係るものについてAの等級に格付された者であり、かつ、ISO9001 認証を取得している者であること。
- (3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

#### 4 応募書類の提出等に関する事項

##### (1) 参加の申込

参加を希望する事業者は、以下により提出してください。

##### ア 提出書類

参加表明書（様式第1号）

参加資格に係る誓約書（様式第2号）

##### イ 提出先

「1.1 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

##### ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

##### エ 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時（必着）

##### (2) 質問の受付

本書及び仕様書について質問がある場合は、以下により提出してください。

##### ア 提出書類

質問書（様式第3号）

##### イ 提出先

「1.1 事務局及び書類の提出先」に提出すること。

##### ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

##### エ 提出期限

令和6年4月22日（火）午後5時（必着）

##### オ 質問に対する回答

寄せられた質問及び回答は、令和6年4月30日（火）までに、県Webサイトへ掲載します。

##### (3) 企画提案書の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下により提出してください。

なお、提案者の社名、社章等を記載しないこと。

##### ア 提出書類

##### (ア) 企画提案書の提出について（様式第4号）

企画提案書には、次に係る内容を含むこと。

a 事業に対する基本的な考え方

b 仕様（案）に定める調査等の実施方法

c 事業に係る配置予定人員・経験等の体制

d bに係る実施スケジュール

e 見積額

f 本業務の継続業務として令和7年度及び令和8年度に実施することを想定する業務内容

##### (イ) 参考見積書及び積算内訳書（任意様式）

令和6年度業務に係る参考見積書等のほか、令和7年度及び令和8年度に係る参考見積書等を提出すること。

- イ 提出部数  
6部（正本1部、副本5部）  
正本は様式第4号を表紙として提出書類を一式として綴じ込むこと。  
副本は様式第4号を除く提出書類を一式として綴じ込むこと。
- ウ 提出先  
「11 事務局及び書類の提出先」に提出すること。
- エ 提出方法  
郵送又は持参とする。
- オ 提出期限  
令和6年5月21日（火）午後5時（必着）

## 5 参考資料の閲覧

企画提案書作成のための参考資料を閲覧（コピー・撮影等不可）することができます。

### (1) 資料の概要

- ① 県が令和元年度から令和2年度に実施した、県内におけるエネルギー消費構造の状況、これまでに県内に導入された再生可能エネルギーに係る経済効果、今後の戦略プロジェクトの方向性等について検討・整理したもの。
- ② 県が令和5年度に実施した、再エネ導入による地域課題解決のためのモデル実装支援の状況や、2050年までの脱炭素社会実現を見据えた本県が目指すべき社会像等について検討・整理したもの。

### (2) 契約締結後の参考資料の利用

受託者は本契約の履行のために当該資料を用いることができます。

### (3) 閲覧資格

参加表明書を提出した者であって、企画提案書を提出していない者が閲覧できます。  
企画提案書又は参加辞退届提出後の閲覧はできません。  
なお、閲覧スペースが限られることから、事前の電話連絡をお願いします。

### (4) 閲覧時間・場所

企画提案書提出期限までの平日午前9時から午後4時までの時間で、「11 事務局及び書類の提出先」において閲覧できます。

## 6 審査及び選定方法等

- (1) 契約候補者の選定は、「令和6年度新たなエネルギー産業振興戦略策定支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、審査会において4(3)企画提案書に対する書面審査を行います。
- (2) 審査会における審査方法は、別紙「評価項目」に基づきあらかじめ定めた評価基準により採点を行い、最も優れた提案を行った者を契約候補者に選定します。ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により順位を決するものとします。
- (3) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分達成できないものであると判断される場合は、契約候補者を選定しないことがあります。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を契約候補者と選定します。
- (5) 審査結果は、企画提案書の提出者に様式第5号により通知します。

## 7 失格要件

企画提案者が次のいずれかに該当した場合や、その他不正な行為があったときは失格とします。

- (1) 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が備わっていないとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限金額を上回るとき
- (6) その他、審査会において適切でないと認められるとき

## 8 参加の辞退

参加表明書の提出後に参加を辞退しようとする場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）を「11 事務局及び書類の提出先」に提出してください。

## 9 全体スケジュール

令和6年4月	8日	公告
	4月22日	質問書提出期限
	4月30日	質問書回答日
	5月7日	参加表明書提出期限
	5月21日	企画提案書等提出期限
	5月28日	審査結果通知（予定）
	以降	契約締結

## 10 契約手続

- (1) 契約候補者と見積り合わせを実施のうえ、随意契約による契約手続を行います。
- (2) 本業務に係る仕様及び契約内容については、契約候補者との協議を経て決定します。
- (3) 契約候補者と協議が整わない場合、又は見積り合わせを辞退したとき若しくは見積り決定後、青森県が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点者を契約候補者として同様の手続を行います。
- (4) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者と委託者が協議のうえ、変更することができるものとします。

## 11 その他

- (1) 使用する言語は日本語とします。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出できません。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しません。
- (5) 参加表明書及び企画提案書は、選定に係る業務において必要に応じて複製・加工利用することがあります。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とします。
- (7) 企画提案書等の応募書類は、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）の規定に基づき、第三者に開示する場合があります。

## 1 2 事務局及び書類の提出先

本事業に係る事務局及びすべての書類の提出先は、以下のとおりです。

- (1) 担当部署・担当者  
青森県環境エネルギー部エネルギー開発振興課  
環境・エネルギー産業振興グループ
- (2) 所在地  
〒030-8570 青森市長島1-1-1
- (3) 電話番号  
017-734-9378

(別紙)

## 評価項目

評価項目	評価の着眼点	
		判断の基準
業務理解度	基本的 考え方	基本的な考え方が業務目的を反映している。
業務実施方法	実施方法の妥当性	業務目的を踏まえ、以下の仕様を理解している。 1. 現在のエネルギー施策動向やエネルギー需給状況の整理 2. 現戦略の検証・課題の分析 3. 2050年に青森県として目指すべき将来のあるべき姿、社会像の検討 4. 目標年における施策の方向性の検討
業務実施体制	人的体制	本業務を遂行するために、配置予定人員の経験を含めた十分な体制がある。
業務実施工程	工程の 妥当性	想定されるスケジュールが妥当である。
業務コスト	コストの 妥当性	提案内容を勘案し、費用対効果に優れている。
令和7年度以降 の想定業務	想定業務内容の 妥当性	令和7年度以降で実施を想定する業務内容が、「業務理解度」及び「業務実施方法」を踏まえて妥当である。
総合的な 期待効果	総合性、 期待効果	実施体制、コスト、業務の実現性・明確性、業務に対する積極性などの総合的観点において、効果的な業務遂行が期待される。